

河内長野市こども会育成連合会安全会規程

第1条 (名称)

この事業は河内長野市こども会育成連合会(以下「市こ連」という。)規約第3条6項の規程に基づき「河内長野市こども会育成連合会安全会」(以下「市こ連安全会」という。)と称する。

第2条 (目的)

この会は、会員相互の扶助の精神に基づき「市こ連安全会」会員のこども会活動中に発生した負傷、疾病、後遺障害または死亡(以下「事故」という。)に対して、見舞金を給付するとともに、安全思想の普及に努め、もってこども会活動の円滑な推進に資することを目的とする。

第3条 (事業)

この会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 安全思想の普及に関すること。
- 2 こども会活動中の「事故」に対し、見舞金を給付すること
- 3 その他、前各号に付帯する事業

第4条 (会員)

- 1 この会は、「市こ連」加入のこども会会員、指導者及び育成会員をもって構成する。
- 2 この会の会員の資格は「市こ連」会長が承認した日の翌日から発生し、当該年度の終わった日の翌日から消滅する。

第5条 (加入)

- 1 この会に加入しようとするときは、単位こども会を育成する責任者(単位こども会育成会長、若しくはこれらに準ずる者)が加入申込書及び加入者名簿(様式第2号)を作成し、「市こ連」会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の加入手続は毎年「市こ連」会長が別に定める日までの間に行うものとし、その期間内に手続きを終了したものについては、4月1日に加入したものとする。
- 3 前項の期間を経過して加入申込をしたものについては、「市こ連」会長が承認した日の翌日から会員とする。

第6条 (会費)

会費は、次の区分による会費を納めなければならない。

- | | | |
|-------------|---------|-----|
| 1 こども会会員 | 1人あたり年額 | 50円 |
| 2 中学生 | 1人あたり年額 | 50円 |
| 3 指導者・育成者 | 1人あたり年額 | 50円 |
| 4 幼児(就学3年前) | 1人あたり年額 | 50円 |

第7条 (退会)

この会の会員が退会しようとするときは、その単位子ども会を育成する責任者(単位子ども会育成会長、若しくはこれらに準ずる者)がその旨を「市こ連」会長に届け出なければならない。

第8条 (会費不返還)

納入された会費は、どのような事由があっても返還しない。

第9条 (見舞金給付の範囲)

- 1 見舞金は、この会の会員が子ども会の指導者、育成会員の管理下における子ども会活動を直接の原因として生じた「事故」を受けた場合に、その者に対して給付する。
- 2 子ども会の指導者、育成会員の管理下における子ども会活動とは、次の各号に掲げる場合とする。
 - 1 あらかじめ定められた行事計画に基づき、秩序ある活動が進められた場合。
 - 2 指導者、または育成会員に付き添われた場合。
 - 3 指定された集合又は解散場所と会員の住所との通常の経路を往復する途中。
 - 4 指導者又は育成会員があらかじめ定められた事業計画を推進するための必要な調査活動及びその往復途中。
 - 5 指導者又は育成会員が子ども会活動振興上必要な研修会、研究会及び会議等へ参加中及び往復途中。
 - 6 その他これらに準ずる場合

第10条 (見舞金給付の基準)

- 1 見舞い金は、傷病見舞金及び特別見舞金とする。
- 2 特別見舞金は、後遺障害、死亡の場合、傷病見舞金のほかに給付するものとする。
- 3 傷病見舞金の額は別表1に掲げるとおりとする。ただし、傷病に対する治療見込みの期間は、事故発生の日より起算し、「大阪府子ども会育成連合会安全会」の規定に準じ、「市こ連」会長が決定する。
- 4 特別見舞金の額は別表2に掲げるとおりとする。

第11条 (見舞金の給付)

- 1 見舞金の給付は、単位子ども会を育成する責任者(単位子ども会育成会長、若しくはこれらに準ずる者)の請求によって行う。
- 2 見舞金の給付が確定したときは、すみやかに金融機関を通じ支出の手続をしなければならない。
- 3 次の各号の1つに該当する場合は給付を制限もしくは停止することができる。また、給付を行ったのち、次の各号の1つに該当する事実が判明したときには、返還させることができる。

- 1 交通事故等、補填の責任機関のある場合。
- 2 事故の原因が、故意によって生じたとき。
- 3 請求の内容に虚偽の事実があったとき。
- 4 給付の原因である事実が発生した日から180日を超えて請求したとき。

第12条 (見舞金の請求手続)

見舞金の請求については見舞金給付請求書(様式第3-2号)に次の各号に掲げる書類を添えてすみやかに「市こ連」会長に提出しなければならない。

- 1 事故報告書 (様式第4号)
- 2 医師の診断書若しくは証明書 (様式第5号)
- 3 行事の計画書
- 4 その他、必要な書類

第13条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

第14条 (経理)

この会の会計は「市こ連」役員会の承認を得て、「市こ連」の特別会計として経理する。

第15条 (規定の変更)

この規定を変更しようとするときは、「市こ連」役員会の発議により「市こ連」総会または構成単位育成会会長の過半数の賛同を受けなければならない。

第16条 (委任)

この規定の施行に関し、必要な事項は「市こ連」役員会が定める。

附 則

別表1 . 傷病見舞金等級分類表

等級	金額(千円)	内 容
1	14	61日以上
2	10	41日~60日
3	6	21日~40日
4	3	5日~20日

別表2 . 特別見舞金等級分類表

等級	金額(千円)	内 容
	100	死 亡
1	20	1 . 両眼が失明したもの 2 . 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 3 . 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 . 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 . 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 6 . 両上肢が用をなさなくなったもの 7 . 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 8 . 両下肢が用をなさなくなったもの
2	20	1 . 一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下に減じたもの 2 . 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下に減じたもの 3 . 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 . 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 . 両上肢をそれぞれ腕関節以上で失ったもの 6 . 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3	20	1 . 一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下に減じたもの 2 . 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 3 . 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 . 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 . 両手のすべての指を失ったもの
4	20	1 . 両眼の視力がそれぞれ 0.06 以下に減じたもの 2 . 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 . 両耳の視力が全く失われたもの 4 . 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 . 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 . 両手のすべての指が用をなさなくなったもの 7 . 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5	20	1 . 一眼が失明し、他眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 2 . 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 . 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 . 一上肢を腕関節以上で失ったもの 5 . 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 . 一上肢が用をなさなくなったもの 7 . 一下肢が用をなさなくなったもの 8 . 両足のすべての指を失ったもの
6	20	1 . 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの 2 . 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 . 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 . 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 . 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 6 . 一上肢の三大関節のうちいずれか二関節が用をなさなくなったもの 7 . 一下肢の三大関節のうちいずれか二関節が用をなさなくなったもの 8 . 片手のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ片手の 4 本の指を失ったもの

等級	金額(千円)	内 容
7	20	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下に減じたもの 2. 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3. 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6. 片手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ片手の3本以上の指を失ったもの 7. 片手のすべての指又はおや指及びひとさし指をあわせ片手の4本の指が用をなさなくなったもの 8. 片足をリスフラン関節以上で失ったもの 9. 一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10. 一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11. 両足のすべての指が用をなさなくなったもの 12. 女子の外貌に著しい醜状を残すもの 13. 両側の睾丸を失ったもの
8	20	<ul style="list-style-type: none"> 1. 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下に減じたもの 2. 脊柱に運動障害を残すもの 3. おや指をあわせ片手の2本の指を失ったもの 4. 片手のおや指及びひとさし指が用をなさなくなったもの又はおや指若しくはひとさし指をあわせ片手の3本以上指が用をなさなくなったもの 5. 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6. 一上肢の三大関節のうちいずれか一関節が用をなさなくなったもの 7. 一下肢の三大関節のうちいずれか一関節が用をなさなくなったもの 8. 一上肢に仮関節を残すもの 9. 一下肢に仮関節を残すもの 10. 片足のすべての指を失ったもの 11. 脾臓又は一方の腎臓を失ったもの
9	20	<ul style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの 2. 一眼の視力が0.06以下に減じたもの 3. 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4. 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 5. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6. 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7. 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8. 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9. 一耳の聴力が全く失われたもの 10. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12. 片手のおや指を失ったもの、ひとさし指をあわせ片手の2本の指を失ったもの、又はおや指及びひとさし指以外の片手の3本の指を失ったもの 13. おや指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなったもの 14. 第1足指をあわせ片足の2本以上の指を失ったもの 15. 片足のすべての指が用をなさなくなったもの 16. 生殖器に著しい障害を残すもの

等級	金額(千円)	内 容
1 0	2 0	1 . 一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの 2 . 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 3 . 14 本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 4 . 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 5 . 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 6 . 片手のひとさし指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の 2 本の指を失ったもの 7 . 片手のおや指が用をなさなくなったもの、ひとさし指をあわせ片手の 2 本の指が用をなさなくなったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の 3 本の指が用をなさなくなったもの 8 . 一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの 9 . 片足の第 1 足指又は他の 4 本の指を失ったもの 10 . 一上肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 . 一下肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
1 1	2 0	1 . 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 . 両眼のまぶたにそれぞれ著しい運動障害を残すもの 3 . 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 . 10 本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 . 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 . 一耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 . 脊柱に奇形を残すもの 8 . 片手のなか指又はくすり指を失ったもの 9 . 片手のひとさし指が用をなさなくなったもの又はおや指及びひとさし指以外の片手の 2 本の指が用をなさなくなったもの 10 . 第一足指をあわせ片足の 2 本以上の指が用をなさなくなったもの 11 . 胸腹部臓器に障害を残すもの
1 2	2 0	1 . 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 . 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 . 7 本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 4 . 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 . 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの 6 . 一上肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に障害を残すもの 7 . 一下肢の三大関節のうちいずれか一関節の機能に障害を残すもの 8 . 長管状骨に奇形を残すもの 9 . 片手のなか指又はくすり指が用をなさなくなったもの 10 . 片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の 2 本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の 3 本の指を失ったもの 11 . 片足の第 1 足指又は他の 4 本の指が用をなさなくなったもの 12 . 局部に頑固な神経症状を残すもの 13 . 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 14 . 女子の外貌に醜状を残すもの

等級	金額(千円)	内 容
1 3	2 0	1 . 一眼の視力が 0.6 以下に減じたもの 2 . 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変化を残すもの 3 . 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの 4 . 5 本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 . 片手のご指を失ったもの 6 . 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 7 . 片手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの 8 . 片手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったもの 9 . 一下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの 10 . 片足の第三足指以下の 1 本又は 2 本の指を失ったもの 11 . 片足の第二足指が用をなさなくなったもの、第二足指をあわせ片足の 2 本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第三足以下の 3 本の指が用をなさなくなったもの
1 4	2 0	1 . 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 2 . 3 本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 3 . 一耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 . 上肢の露出面にてのひら大の大きさの醜いあとを残すもの 5 . 下肢の露出面にてのひら大の大きさの醜いあとを残すもの 6 . 片手のご指が用をなさなくなったもの 7 . 片手のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失ったもの 8 . 片手のおや指及びひとさし指以外の指の末関節を屈伸することができなくなったもの 9 . 片足の第三足指以下の 1 本又は 2 本の指が用をなさなくなったもの 10 . 局部に神経症状を残すもの 11 . 男子の外貌が醜くなったもの 12 . 女子の外貌に軽度の醜状を残すもの
1 5	2 0	1 . まつげ縁(まつげのはえている周縁)に 1/4 程度以上にわたってまつげはげを残すもの 2 . 一本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 3 . 上肢の露出面に鶏卵大面以上の大きさの醜いあとを残すもの 4 . 下肢の露出面に鶏卵大面以上の大きさの醜いあとを残すもの 5 . 男子の外貌に軽度の醜状を残すもの

備 考

- 1 . 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては矯正視力について測定する。
- 2 . 手の指を失ったものとは、おや指は指関節、その他の指は第一関節以上を失ったものをいう。
- 3 . 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは第一指関節(おや指にあっては指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 . 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 . 足の指が用をなさなくなったものとは、第一足指は末節の半分以上、その他の指は末関節以上を失ったもの、又は中足指関節中足指関節若しくは第一指関節(第一足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 . 各等級の廃疾に該当しない身体の障害にあって、各等級の廃疾に相当するものは、当該等級の廃疾とする。